平成２１年（フ）第９２６号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目86番地の１　田辺ハイツ303号、前住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目28番地の４　ヴィラアゼリア101号
債務者　米光　里美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９４号
兵庫県尼崎市神田北通１丁目８番地キャピトル尼崎駅前904号、住民票上の住所兵庫県尼崎市崇徳院１丁目19番地の32清山マンション303号
債務者　布元　涼子（旧姓室谷）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８６２号
広島市安芸区矢野西１丁目44番８―105号
債務者　白尾　洋俊
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８５号
広島市安佐南区西原６丁目21番２号
債務者　今田　幸蔵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６０号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―913号
債務者　富田加奈子こと　盧　加奈子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６９号
広島市東区上温品２丁目14番10―201号
債務者　森　　桂樹
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７９号
広島市西区己斐上２丁目22番16号
債務者　沖野眞由美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８８号
広島市安佐北区口田南４丁目31番８号
債務者　田部　光正
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００９号
広島県大竹市白石１丁目11番７号
債務者　中川　政幸
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１５号
広島市南区東雲本町２丁目９番９―203号東園ビル
債務者　木村　直美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２９号
大分県別府市原町10番10号
債務者　永岡　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２７９号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目12番17号
債務者　立谷　勇人
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０６号
北海道苫小牧市新富町１丁目５番24号　ピース２―103号
債務者　福居真寿美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８９号
福島県南相馬市原町区桜井町１丁目132番地、前住所福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行25番地
債務者　末永　和也
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第４３１号
長野県飯山市大字飯山2220番地内イ号
債務者　田中　史朗
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
長野県安曇野市堀金烏川4899番地32
債務者　井口　京子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２９号
長野県岡谷市御倉町２番28号
債務者　小口みさ子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１３０号
長野県岡谷市川岸中３丁目１番８号
債務者　牛山小百合（旧姓千野）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで　長野地方裁判所諏訪支部